

京都市職員の退隠料等に関する条例の一部を改正する条例（平成19年10月10日
京都市条例第11号）（総務局人事部厚生課）

恩給法の一部改正に準じ、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

- 1 心身の著しい障害がある成年の子に遺族扶助料を転給する場合の要件を次のとおり変更します。

改 正 前	改 正 後
職員の成年の子に心身の著しい障害が生じた場合	職員の死亡の当時から引き続き成年の子に心身の著しい障害がある場合

- 2 退隠料等の支給を停止すべき事由が生じた場合等において過誤払が生じたときに、その後に支払うべき退隠料等で調整することができることとします。

この条例は、平成19年10月10日から施行することとしました。

京都市職員の退隠料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年10月10日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第11号

京都市職員の退隠料等に関する条例の一部を改正する条例

京都市職員の退隠料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条中「子は、」を「子には、職員の死亡の当時から」に、「により」を「があり、かつ、」に、「給する」を「支給する」に改める。

第42条の3の次に次の2条を加える。

第42条の4 退隠料等の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その支給を停止すべき期間の分として退隠料等が支払われたときは、その支払われた退隠料等は、その後に支払うべき退隠料等の内払とみなすことができる。退隠料等を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の退隠料等が支払われた場合における当該退隠料等の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

第42条の5 退隠料等の受給権者が死亡したためにその退隠料等を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該退隠料等の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき退隠料等があるときは、市長が定めるところにより、当該退隠料等の支給金の金額を当該過誤払による返還金に係る債権の金額に充当することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市職員の退隠料等に関する条例第27条の規定は、この条例の施行の日以後に支給事由が生じた遺族扶助料について適用し、同日前に支給事由が生じた遺族扶助料については、なお従前の例による。

(総務局人事部厚生課)